

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月31日

支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長 繁 義 光

調達機関番号 015 所在地番号 27

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 事業名 公務員宿舍伊丹住宅(仮称)(期)整備事業
- (3) 事業場所 伊丹市昆陽東1丁目2
- (4) 事業内容 PFI方式による公務員宿舍の設計、建設及び維持管理事業
- (5) 事業期間 契約締結の日から平成30年3月末まで

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

- イ 入札参加者は、複数の者で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。
- ロ 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。
- ハ 落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う者は必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

(2) 入札参加者の参加要件

- 入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
- イ 財務省近畿財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省近畿財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- ロ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- ハ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ニ 入札参加表明書等の受付日から落札決定日までの期間、本事業において担当する業務にして、財務省(各財務局及び財務支局、国税庁及び各国税局、税関を含む。)又は、他の省庁(地方支分部局を除く。)、財務省近畿財務局管内を管轄とする官庁(国の諸機関)から指名停止、一般競争参加資格停止を受けて

いる期間中に該当しない者であること。

ホ 財務省近畿財務局が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社野村総合研究所並びに株式会社野村総合研究所が本アドバイザー業務において、提携関係にある株式会社久米設計及び西村あさひ法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(注) 「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう(ト及び2. - (3))において同じ)。

ヘ 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。

ト 本事業に係る選定事業者審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次のイの要件を、また、各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。

なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けているものであること。

ロ 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。

(イ) 平成19・20年度財務省近畿地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

(ロ) 平成10年度以降に、次のAからCに該当する建築物の設計実績があること(一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。)

A 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表一(イ)欄(ニ)項に掲げる用途に供するものであること。

C 地階を除く階数が7以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ハ 建設に当たる者は3者までとし、次の要件を満たすこと。

(イ) 1者の場合は、平成19・20年度財務省近畿地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者(経常建設共同企業体及び事業組合を含む。)であること。

2者又は3者の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」又は「B」等級に格付けされている者(「B」等級に格付けされている者は1者までに限る。)であること。

(ロ) 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。

(ハ) 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(ニ) 1者の場合の当該者並びに2者又は3者の場合の内1者は、平成10年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。)

2者又は3者の場合の内1者を除くほかの者については、平成10年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のA及びDに該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績を有すること(一つの建物でA及びDの条件を満たす必要がある。)

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

A 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B 建築基準法別表一(イ)欄(ニ)項に掲げる用途に供するものであること。

C 地階を除く階数が7以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

D 地階を除く階数が5以上であること。

二 工事監理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

(イ) 平成19・20年度財務省近畿地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。

(ロ) 平成10年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次のAからCに該当する建築物の工事監理実績があること(一つの建物でAからCの条件を満たす必要がある。)

A 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

B 建築基準法別表一(イ)欄(ニ)項に掲げる用途に供するものであること。

C 地階を除く階数が7以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。

ホ 維持管理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。

(イ) 平成19・20・21年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「近畿」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされ、責任をもって業務完了することができる者であること。

(ロ) 平成10年度以降に、おおむね200戸以上の規模の住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

財務省近畿財務局管財部国有財産調整官(宿舎担当)
〒540-8550大阪府中央区大手前4丁目1番76号
電話06-6949-6545(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 平成20年10月31日(金)から平成20年11月14日(金)(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)を除く。) 午前9時から午後5時まで
場所 上記3(1)に同じ

(3) 入札説明会及び現地見学会の日時及び場所

イ 入札説明会

日時 平成20年11月6日(木) 午前11時から
場所 大阪府中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館 8階 大会議室
(出席者は入札説明書を持参のこと。)

ロ 現地見学会

日時 平成20年11月6日(木) 午後2時から午後3時まで
場所 上記1(3)に同じ

(4) 入札参加表明書及び入札参加資格等要件審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

期間 平成20年11月21日(金)から平成20年11月27日(木)
(閉庁日を除く。)
午前9時から午後5時まで
場所 上記3(1)に同じ
方法 持参のこと。

(5) 入札提出書類の提出期間、提出場所及び提出方法

期間 平成21年1月5日(月)から平成21年1月8日(木)(閉庁日を除く。)
午前9時から午後5時まで
場所 上記3(1)に同じ
方法 持参又は郵送すること。
郵送する場合は、「配達記録郵便」又は「書留郵便小包」とし、平成21年1月8日(木)までに必着すること。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成21年1月9日(金) 午前10時
場所 大阪府中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館 8階 大会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項を示す場所 上記3(1)に同じ。

(3) 入札保証金及び契約保証金

イ 入札保証金 免除。

ロ 契約保証金 免除。

ただし、落札者が設立した特別目的会社は、設計及び建設工事の履行を確保するため、設計及び建設に係る対価から支払利息相当額を除いた金額の1/10以上の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、当該目的会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結させること。

なお、当該保険契約において、国を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後、速やかにその保険証券を国に提出し、特別目的会社を被保険者とした場合には、当該特別目的会社の負担により、その保険金請求権に事業契約書案に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定し、保険証券を国に提出すること。

上記いずれの場合でも、履行保証保険の有効期間は、設計・建設工事期間とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加表明書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 照会等に用いる言語 日本語に限る。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)ロ(イ)、2(3)ハ(イ)、2(3)ニ(イ)及び2(3)ホ(イ)に掲げる格付等(以下「競争参加資格」という。)の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、入札提出書類の提出期限までに入札参加資格の確認を受けることにより、入札に参加することができる。

(10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yoshimitu Shige
Vice-Director of General Affairs Department, Kinki Local Finance Bureau
- (2) Classification of the services to be procured:41,42
- (3) Subject matter of the contract: PFI based design, construction and operation
of the Government official housing(Itami-jyutaku(provisional name)(first
stage))(BT0-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for
the qualification: 5:00 P.M. 27 November 2008
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 5:00 P.M. 8 January 2009
- (6) Contact point for tender documentation: Official Dormitory Section, Kinki Local
Finance Bureau, Ministry of Finance, 4-1-76, Otemae, Chuo-ku, Osaka-city, Osaka,
Japan, TEL:06-6949-6545
- (7) Languages for making inquiries:Japanese